



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*37 和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(総務課) 1
*38 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(環境生活総務課) 1
*39 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子ども未来課) 7
*40 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課) 10
*41 和歌山県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則	(農林水産総務課) 10
*42 農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則	(経営支援課) 14
○ 教育委員会規則		
*12 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則	 15

規 則

和歌山県規則第37号

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号）の施行期日は、平成30年4月1日とする。

和歌山県規則第38号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年和歌山県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

法第9条第2項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の目的の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的（以下「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的」という。） 別記第1号様式
- (2) 前号及び次号に掲げる目的以外の目的 別記第2号様式

(3) 愛玩のための飼養の目的 別記第3号様式

第2条第2項第2号中「有害鳥獣捕獲等を目的とする」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的の」に改め、同条第8項中「有害鳥獣による」を「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る」に改め、同条第9項中「有害鳥獣を」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的で」に、「捕獲する」を「捕獲等をする」に、「有害鳥獣捕獲出動計画」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的での捕獲等出動計画」に改める。

別記第1号様式中「有害鳥獣捕獲を目的として」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的での鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等を行う場合」に、「有害鳥獣捕獲」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的」に、「有害鳥獣捕獲出動計画」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的での捕獲等出動計画」に改め、同様式別紙3中「有害鳥獣捕獲依頼書」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的での捕獲等依頼書」に、「有害鳥獣捕獲のための鳥獣捕獲」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的での鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等」に改め、同様式別紙4中「有害鳥獣捕獲申請にかかる」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的での捕獲等申請に係る」に改める。

別記第7号様式中「有害鳥獣捕獲計画書」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的での捕獲等計画書」に改める。

別記第8号様式中「有害鳥獣捕獲出動計画」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止の目的での捕獲等出動計画」に改める。

別記第8号様式の3中「従事者の住所、氏名、職業」を「従事者の住所、氏名」に改め、同様式別紙中職業の欄を削る。

別記第8号様式の4中

「

生年月日	年月日生	を
職業		

」

「

生年月日	年月日生	に改める。
------	------	-------

」

別記第9号様式中「有害鳥獣捕獲」を「鳥獣による生活環境等に係る被害の防止」に改める。

別記第10号様式の2及び別記第10号様式の7中「現に受けている全ての」を「受けている」に改め、「夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。」の次に「ただし、ライフル銃を除く標的紙で技能要件を満たした者は、夜間銃猟をする者欄の○の下に「(ライフル銃を除く。)」と記載すること。」を加え、

- 「
- 事業管理責任者に関する次に掲げる書類
 - 事業管理責任者が申請者の役員(代表者を含む。)である場合(申請者が地方公共団体である場合を除く。)にあつては、その旨を証する書類
 - 申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
 - 上記に掲げるもの以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- を
- 」

- 「
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあつては、その旨を証する書類
 - 申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
 - 事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- に、
- 」

射撃技能を 確認した場所		を
-----------------	--	---

射撃技能を 確認した場所		に
使用した標的紙の種類	2.5cm ・ 5cm	

改める。

別記第21号様式 (表面) 中

生年月日	年 月 日生	を
------	--------	---

生年月日	年 月 日生	性別	男・女	に改め、
------	--------	----	-----	------

同様式 (裏面) 中

記載上の注意事項 1 文字は楷書で明瞭に記載すること 2 太字欄には、申請者は記載しないこと。	を
---	---

(5) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、申請者が個人情報を国が提供するシステムで管理することに同意いただく必要があります。		に
個人情報の提供 (国が提供する情報システムでの管理) の同意	1 同意する 2 同意しない	
記載上の注意事項 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 2 太字欄は、記載しないこと。 3 (5) において、個人情報の取扱いに関する同意の有無の番号に○を付けること。		

改める。

別記第23号様式 (表面) 中

生年月日	年 月 日生	を
------	--------	---

生年月日	年 月 日生	性別	男・女	に改め、
------	--------	----	-----	------

同様式 (裏面) 中「更新しようとする」を「現に有効な」に、

(3) 同一登録年度内において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

を

(3) 有効期間満了前の更新
同一登録年度内において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

に、

記載上の注意事項
1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。
3 (4) において、適性の確認がなされている場合は、別紙「狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面」を添付すること。

を

(5) 個人情報の取扱いについて
申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、申請者が個人情報を国が提供するシステムで管理することに同意いただくことが必要です。

個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意	1 同意する	2 同意しない
------------------------------	--------	---------

記載上の注意事項
1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
2 太字欄は、記載しないこと。
3 (3) において現に有効な有効期間が異なる狩猟免許を複数保有している者で、その有効期間が最初に満了する狩猟免許の更新に併せて、現に有効な他の狩猟免許の更新をする場合は、記載すること。
4 (4) において適性の確認がなされている場合は、別紙「狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面」を添付すること。
5 (5) において個人情報の取扱いに関する同意の有無の番号に○を付けること。

に

改める。

別記第25号様式（表面）中

生 年 月 日	年 月 日 生
---------	---------

を

生 年 月 日	年 月 日 生	性 別	男 ・ 女
---------	---------	-----	-------

に改め、

同様式 (裏面) を次のように改める。

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1. 県の区域全部		2. 放鳥獣猟区の区域			
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号の該当者であるか否かの別 (該当の□にレ印を付する。)					
□第 7 号 (許可捕獲等をした者) に該当		□第 9 号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) に該当			
□第 8 号 (許可捕獲等に従事した者) に該当		□いずれにも該当しない			
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村の名称を記載すること。)					
□ 対象鳥獣捕獲員		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名			
□ 対象鳥獣捕獲員でない		()			
(5) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第 1 種猟銃免許又は第 2 種猟銃免許の場合)					
第 1 種 猟銃免許	ライフル銃 散弾銃 空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
第 2 種 猟銃免許	空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)				
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 67 条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(8) 職業	具体的職業名：				
1. 専門的・技術的職業従事者 2. 管理的職業従事者 3. 事務従事者					
4. 販売従事者 5. 農林業従事者 6. 漁業従事者 7. 採鉱・採石作業者					
8. 運輸・通信従事者 9. 技能工・生産工程作業者 10. 単純労働者					
11. 保安職業従事者 12. サービス職業従事者 13. 分類不能の職業 14. 無職					
(9) 個人情報の取扱いについて					
申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、申請者が個人情報を国が提供するシステムで管理することに同意いただくことが必要です。					
個人情報の提供 (国が提供する情報システムでの管理) の同意		1 同意する 2 同意しない			
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。					
3 (2) は、該当番号を○で囲むこと。					
4 (8) は、職業を具体的に記載し、更に職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
5 (9) は、個人情報の取扱いに関する同意の有無の番号を○で囲むこと。					
6 ※印欄は、記載しないこと。					

備考

- 1 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者が署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第26号様式 (表面) 中

変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日	を
----------------------	-------	---

変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日	性別	男・女	に改め、
----------------------	-------	----	-----	------

同様式 (裏面) 中

(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は、 <input type="checkbox"/> レ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村の名称を記載すること。)			
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない	対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()		
(4) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)			
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)			

(3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)			
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)			

改め、「6 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第39号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (昭和39年和歌山県規則第105号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第1項において準用する法13条第1項各号」を「第32条第1項各号」に改める。

第2条第3項第5号ウ中「ケ」を「サ」に改める。

第4条の見出し中「様式」を「様式等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事は、前項の借用書の提出があったときは、貸付金を交付する。
- 3 前項の貸付金のうち、第2条第3項第5号ウ、エ及びキに掲げる資金の貸付金は、次の各号に掲げる月の15日(同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、15日の直前のこれらの日以外の日)に、当該各号に定める期間の分の貸付金を交付するものとする。
 - (1) 1月 1月から3月までの期間
 - (2) 5月 4月から6月までの期間
 - (3) 7月 7月から9月までの期間
 - (4) 10月 10月から12月までの期間

第6条第1項第1号中「第9条第3項」の次に「(政令第31条の7又は第38条において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第12条中「第13条(」の次に「これらの規定を)」を加える。

第15条中「、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額」を「はその端数金額を切り捨てるものとし、その金額が2,000円未満であるときはその金額の全部」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により違約金を計算した場合において、その計算して得た額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとし、その金額が500円未満であるときはその金額の全部を切り捨てるものとする。

別記第10号様式中「母子・父子・寡婦 福祉社資金貸付決定通知書」を「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付決定通知書」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 この通知が修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金に係るもの場合は、償還期間及び償還方法については、別に通知します。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式 (第7条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金	
貸付決定番号	号

休 学 (復 学) 届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 印

次のとおり休学 (復学) したので、届け出ます。

資金の種類	資金	貸付金額	円
借主氏名		借主住所	
在学学校名 及び学年			
休学年月日 復学年月日	年 月 日	休学期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間
貸付金 借受済額	円 (月額 円)	受領済期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間
休学理由 復学理由			

上記のとおり休学 (復学) したことを証明します。

年 月 日

学校長氏名 印

別記第21号様式中「貸付金辞退理由」を「辞退・減額の理由」に改める。

別記第24号様式中「(同令)」を「(これらの規定を同令)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第15条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第40号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。
第3条第1号を次のように改める。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する車両(旅客車に限る。)

別表第1建築物の部1の項中「第5条第13項」を「第5条第11項」に、「第8条第25項に規定する介護老人保健施設」を「第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院」に、「に規定する授産施設」を「の授産施設」に、「隣保館等の」を「隣保事業の用に供する」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、同部4の項中「第2条第1項に規定する一般電気事業を営む」を「第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営む者の」に、「第9条ただし書」を「第9条第1号」に、「)を営む」を「)を営む者の」に、「第2条第1項に規定する一般ガス事業を営む」を「第2条第2項に規定するガス小売事業を営む者の」に改め、同部14の項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、同部25の項中「第2条第4項」を「第2条第6項」に改める。

別表第2の2の項中「により国土交通大臣の認定を取得した昇降機、」を「に規定する特殊構造方法等認定を受けた昇降機又は」に、「の国土交通大臣が定める基準に適合する昇降機又は同法施行令第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合する昇降機で」を「若しくは第2項第1号に掲げる昇降機(同令に定める基準に適合するものに限る。)であって、」に、「17の項(1)」を「18の項(1)」に改め、同表第19の項中「に定める基準の設備」を「の適用を受ける自動火災報知設備」に、「第112条第14項に定める」を「第112条第14項各号に掲げる」に改め、「防火設備」の次に「(それぞれ当該各号に定める構造のものに限る。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1建築物の部1の項の改正規定(「第8条第25項に規定する介護老人保健施設」を「第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院」に改める部分に限る。)は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第41号

和歌山県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

和歌山県農業共済組合等検査規則（昭和28年和歌山県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第142条の2から第142条の4まで」を「第209条」に、「及び」を「（県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。以下同じ。）若しくは」に、「（以下「組合等）」を「又は受託者（同法第114条第1項の規定により農業共済組合又は共済事業を行う市町村から業務の委託を受けた者をいう。以下この条及び第8条第2項において同じ。）（以下「農業共済組合等）」に、「、当該共済事業」を「当該共済事業」に、「会計」を「会計に限り、受託者にあつては委託された業務又はこれに係る会計に限る。）」に改める。

第2条中「組合等」を「農業共済組合等」に改める。

第4条を次のように改める。

（検査員の身分を示す証明書の様式）

第4条 農業保険法第209条第4項の証明書の様式は、別記第1号様式とする。

第6条中「組合等」を「農業共済組合等」に改める。

第7条第1号を次のように改める。

(1) 農業共済組合等が前条の規定に違反したとき。

第8条第1項中「組合等」を「農業共済組合等」に改め、同条第2項中「組合等」を「農業共済組合等（受託者である場合にあつては、当該受託者に業務を委託した農業共済組合又は共済事業を行う市町村）」に、「措置状況を別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式により」を「措置の状況について、別記第2号様式から別記第5号様式まで（共済事業を行う市町村にあつては、別記第2号様式から別記第4号様式まで）」に改める。

別記第1号様式表面中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条第1項から第3項まで」に、「による検査員」を「による検査の職務に従事する職員」に改め、同様式裏面中「検査員」を「検査の職務に従事する職員」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

農業共済組合等の名称

農業共済組合等の代表者職・氏名

印

検査書の回答について

年 月 日付け 第 号で交付された検査書に対する検査回答書を提出します。

備考 農業共済組合にあつては、検査回答書の提出に係る理事会の議事録の写しを添付すること。

別記第3号様式 (第8条関係)

検 査 回 答 書

1 検査書受理年月日 年 月 日

2 回 答 事 項 別記第 4 号様式のとおり

(3 理事会開催年月日 年 月 日)

年 月 日

農業共済組合等の名称

農業共済組合等の代表者職・氏名

印

備考 農業共済組合にあつては、検査回答書の提出に係る理事会を開催した年月日を記載すること。また理事の全員が連署した上で押印すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第42号

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農業災害補償法施行細則の一部を改正する規則

農業災害補償法施行細則（平成17年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業保険法施行細則

第1条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第24条第1項」を「第30条第1項」に改める。

第2条の見出しを「（定款又は事業規程の変更の認可申請）」に改め、同条中「第43条第2項」を「第58条第2項」に、「共済規程」を「事業規程」に改める。

第3条の見出し中「共済規程変更」を「事業規程の変更」に改め、同条中「第43条第4項」を「第58条第4項」に、「共済規程」を「事業規程」に改める。

第4条中「第46条第2項」を「第65条第2項」に改める。

第5条中「第48条第2項」を「第67条第2項」に改める。

別記第1号様式中「農業災害補償法第24条第1項の規定により」を削り、「ので、」の次に「農業保険法第30条第1項の規定により」を加え、「共済規程」を「事業規程」に改める。

別記第2号様式中「農業共済組合定款（共済規程）変更認可申請書」を「農業共済組合定款（事業規程）変更認可申請書」に、「（共済規程）を別紙のとおり」を「（事業規程）を」に、「通常（臨時）総会」を「通常（臨時）総会（総代会）」に、「農業災害補償法第43条第2項」を「農業保険法第58条第2項」に、「定款（共済規程）変更理由書」を「定款（事業規程）変更理由書」に改める。

別記第3号様式中「農業共済組合定款（共済規程）変更届出書」を「農業共済組合定款（事業規程）変更届出書」に、「（共済規程）を別紙のとおり」を「（事業規程）を」に、「通常（臨時）総会」を「通常（臨時）総会（総代会）」に、「農業災害補償法第43条第4項」を「農業保険法第58条第4項」に、「定款（共済規程）変更理由書」を「定款（事業規程）変更理由書」に改める。

別記第4号様式中「農業災害補償法第46条第2項」を「農業保険法第65条第2項」に改める。

別記第5号様式（その1）中「農業災害補償法第48条第2項」を「農業保険法第67条第2項」に、「共済規程」を「事業規程」に、

「7 農業災害補償法第49条第2項の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面」

「7 農業保険法第68条第2項の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面」

8 合併の経過を記載した書面」

改め、同様式（その2）中「農業災害補償法第48条第2項」を「農業保険法第67条第2項」に、「共済規程」を「事業規程」に、「農業災害補償法第49条第2項の」を「農業保険法第68条第2項の規定による」に、「農業災害補償法第51条第1項」を「農業保険法第70条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第4条」を「第5条」に、「第3条」を「第4条」に改める。

第14条中「別記第3号様式」の次に「（理容・美容科の所定の全課程を修了したと認めた者にあつては、別記第3号の2様式）」を加える。

第35条第1項中「省令第95条第3号の規定により、学力を認定するに当たっては、校長は」を「校長は、法第57条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力がある者を認定しようとするとき（省令第95条第5号に係るものであるときに限る。）は、認定を受けようとする者に対して」に改め、同条第2項中「に規定する学力認定」を「の認定」に改める。

別記第3号様式備考を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の2 (第14条関係)

割印 第 号	(学校の所在地を記入すること。 和歌山県 学校長 氏 名 印)	右は本校	理容・美容科	課程を卒業した	校印	卒業証書
		ことを証する			氏 名 本籍 年 月 日生	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第35条の改正規定は、公布の日から施行する。